

3月末学校卒業予定等の被扶養者を対象に資格確認調査を実施します。

提出期限 令和5年4月28日(金)

対象となる被扶養者がいる方には、共済事務担当課を経由して「被扶養者調査回答・申告書」を配付しますので、提出期限までに必要書類を添付の上、提出いただきますようお願いいたします。

1 「被扶養者調査回答・申告書」記入上の留意事項

- ・申告書には4月1日以降の状況を記入してください。
- ・組合員と別居の場合は「⑤調査対象被扶養者が扶養義務者から受け取っている生計費」欄も必ず記入し、生計費の送金事実と送金額の確認できる書類を添付してください（ただし、学生であることが確認できる子のみ送金事実と送金額の確認できる書類の添付は省略できます。）。

2 提出書類

4月1日以降の状況に応じ、次の書類を「被扶養者調査回答・申告書」に添付してください。

(1) 認定取消の場合

4月以降の状況	➔	添付書類
就職する場合 (注1)		<ul style="list-style-type: none"> ・組合員被扶養者証 ・就職日の確認ができる書類 (健康保険証の写し、採用通知書の写し、<u>内定通知書の写しは不可</u>)、人事通知書の写し、給与支払等証明書等)

4月以降の状況	➔	添付書類
アルバイト・パート等の収入がある場合 (健康保険に加入しないが月額108,334円以上の収入) (注2)		<ul style="list-style-type: none"> ・組合員被扶養者証 ・雇用内容等が確認できる書類 (雇用契約書の写し、給与支払等証明書等)

(2) 引き続き認定の場合

4月以降の状況	➔	扶養手当 支給状況	添付書類
進学・引き続き在学・進学浪人の場合		支給有	・原則、添付書類は必要ありません。
		支給無	・在学証明書 (4月以降に発行されたもの、 <u>学生証の写し不可</u>)

4月以降の状況	➔	扶養手当 支給状況	添付書類
求職活動中・未就労で収入がない場合 (<u>組合員と同居</u>)		支給有	・原則、添付書類は必要ありません。
		支給無	・組合員の配偶者の所得証明書 (配偶者が被扶養者として認定されている場合は不要)

4月以降の状況	➔	扶養手当 支給状況	添付書類
求職活動中・未就労で収入がない場合 (組合員と別居)		支給有	・送金事実が確認できる書類
		支給無	・調査対象者の住民票謄本（世帯全員の記載が必要） ・送金事実が確認できる書類 ・組合員の配偶者の所得証明書（配偶者が被扶養者として認定されている場合は不要） ・調査対象者と同一世帯で18歳以上の方の所得証明書、および収入の確認書類

4月以降の状況	➔	扶養手当 支給状況	添付書類
組合員と同居 でアルバイト・パート等の収入がある場合（健康保険に加入せず、月額108,334円未満の収入） (注2)		支給有	・調査対象者の所得証明書 (注3) ・雇用内容等の確認できる書類（雇用契約書の写し、給与支払等証明書等）
		支給無	・調査対象者の所得証明書 (注3) ・雇用内容等の確認できる書類（雇用契約書の写し、給与支払等証明書等） ・組合員の配偶者の所得証明書（配偶者が被扶養者として認定されている場合は不要）

4月以降の状況	➔	扶養手当 支給状況	添付書類
組合員と別居 でアルバイト・パート等の収入がある場合（健康保険に加入せず、月額108,334円未満の収入） (注2)		支給有	・調査対象者の所得証明書 (注3) ・雇用内容等の確認できる書類（雇用契約書の写し、給与支払等証明書等） ・送金事実が確認できる書類
		支給無	・調査対象者の住民票謄本（世帯全員の記載が必要） ・調査対象者の所得証明書 (注3) ・雇用内容等の確認できる書類（雇用契約書の写し、給与支払等証明書等） ・送金事実が確認できる書類 ・組合員の配偶者の所得証明書（配偶者が被扶養者として認定されている場合は不要） ・調査対象者と同一世帯で18歳以上の方の所得証明書、および収入の確認書類

(注1) 就職先で、健康保険に未加入の場合であっても、月額が108,334円以上のときは、就職した日から認定取消となります。**(研修期間中のみ健康保険未加入の場合も同様です。)**

(注2) 学生、通信制、夜間の学生、進学浪人の方も対象となります。

(注3) 「被扶養者調査回答・申告書」の同意書欄に署名があれば不要です。

※ 状況により上記以外の確認書類を提出いただく場合があります。